



我孫子市告示第 287 号

令和 7 年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成 27 年条例第 1 号）第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 30 日

我孫子市長 星 野 順一郎 印

我孫子市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号により定める額

労務報酬下限額	1, 076 円（1 時間当たり）
---------	-------------------